

【充填回収業者様向け資料】

冷媒管理システム R a M S
(Refrigerant Management System)
情報処理センター (*フロン排出抑制法第76条による)

そろそろ我が社も DX!
紙から電子に変えてみよう!
伝票処理を電子化・効率化



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

もくじ

第1回 電子版行程管理票	1
第2回 電子版行程管理票（紙モード）	5
第3回 破壊証明書・再生証明書、引取証明書の写し	7
第4回 RaMS の概要と特長	9
第5回 点検・整備記録簿（ログブック）①	11
第6回 点検・整備記録簿（ログブック）②	13
第7回 点検・整備記録簿（ログブック）③	15
第8回 都道府県報告書および記録表の作成	17
第9回 管理者サポートとしての RaMS の利用	19
第10回・最終回 まとめ・各種データの活用方法	21

そろそろ我が社も DX！ 紙から電子に変えてみよう！ 伝票処理を電子化・効率化



【第1回】 電子版行程管理票



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

電子版行程管理票とは？

フロン類が充填された機器を廃棄する際は、フロン排出抑制法第43条などで定められた書面、一般にいう「行程管理票」を作成する必要があります。2007年（平成19年）に発売された、六枚一綴りのカーボン紙の伝票です。

従来はこの紙の伝票が使用されて参りましたが、六枚綴りなので強い力で書かないと後半頁の文字がかすれるとか、関係者に渡すのが面倒だとか、3年間保管が大変とかの評判もあるようです。

そこで登場したのが「電子版行程管理票」です。ペンで紙に記入する代わりにパソコンの画面に入力します。関係者への交付・回付は電子メールで自動発信され、紙での保存も不要となります。画面レイアウトは紙版と大差ありませんし、充填回収業者が年度末に都道府県知事に提出する事業報告書の集計機能も付いており、紙版（定価@150円+税）より安い@100円+税で利用できます。

充填回収業者は利用に先立ち、パソコンで事業所登録（無料）する必要がありますが、廃棄者（機器所有者）が未登録であっても発行できる仕組みもあります。

電子版行程管理票を使ってみよう！

・回収依頼書の起票

本来は廃棄者が行程管理票の回収依頼書（A票）を起票しますが、フロンの回収を依頼された充填回収業者が代行して起票する場合として、今回は機器廃棄時における電子版行程管理票【取次者なし】の交付・受取・保存等について基本的な入力作業の流れをご紹介します（電子版行程管理票は、「管理者・廃棄者」または「充填回収業者」または「取次者・整備者」が作成できます）。

まず、パソコンでログインし、メインメニューの「行程管理票作成」をクリックします。今回は、廃棄者も電子版行程管理票を利用している場合の「電子モード」を選択します。回収依頼書（A票）が表示されますので、機器の廃棄等実施者（機器の所有者）**①**、廃棄する機器のある建物名と住所**②**、廃棄する機器の種類と台数**③**の明細を入力します（図1）。

The form is titled '回収依頼書 (A票)' and includes the following sections:

- Header:** 伝票番号 (Invoice Number), 交付年月日* (Delivery Date), and 入力日の日付を記入 (Enter the date of input).
- Owner Information:** 廃棄する機器の所有者等 (Personnel responsible for disposing of the equipment), including options for '廃棄' (Disposal) or '機器整備/修理' (Equipment maintenance/repair).
- Location (Callout B):** 廃棄する機器がある又はあった施設(建物)名* (Name of the facility where the equipment is or was located), with fields for address (住所1, 住所2) and a search button (住所検索).
- Equipment Details (Callout C):** 廃棄する機器の種類及び台数* (Type and quantity of equipment to be disposed of), with dropdown menus for 'エアコンディショナー' (Air conditioner) and '冷蔵庫及び冷凍機器' (Refrigerator and freezer).
- Contact Information:** 担当者 (Responsible person) with fields for name, department, phone, and fax.
- Disposal Method:** フロン類の引渡し先* (Destination for handing over refrigerants) and フロン類の処理方法 (Refrigerant disposal method).



回収依頼書 (A票) を交付する時に作成者に 110 円(税込)が課金されます。

図1 回収依頼書 (A票) の入力

充填回収業者が回収依頼書（A票）の代行入力を終えて、最後に「送付」ボタンをクリックすると、廃棄者へメールで知らされます（充填回収業者：承認待ちの状態）。廃棄者は受信メールに従ってパソコンでログインし、行程管理票一覧から該当する伝票（状態が「承諾待ちのA票」になっている伝票）の「表示」をクリックして開き、担当責任者の部署名と氏名を入力します（図2）。

入力後、最後に「交付」ボタンをクリックすると、廃棄者から充填回収業者へ回収依頼書（A票）が交付されます。

法律では、廃棄者が回収依頼書を作成して充填回収業者などへ依頼することになっています。ここでは、利便性を高めるため、充填回収業者が先に必要事項を代行入力して伝票を作成しています。廃棄者は、届いた回収依頼書に部署名と氏名を入力することにより正式な回収依頼書の作成となります。

・廃棄する機器からの冷媒回収と回収量入力

次の図は、引取証明書を交付する前の伝票（E票）です（図3）。赤字で「フロン類回収量（フロン類回収量の詳細の入力はこちらから）」と表示されている部分をクリックするとサブ画面が開きます。回収量を入力し、確定させて、「確認画面へ」ボタンをクリックします。

回収依頼書
(兼 フロン類が充填されていないことの確認依頼)

■廃棄する機器の所有者等

● 廃棄 ○ 機器整備/修理
→ 機器整備/修理に伴う冷媒回収の際は、「廃棄」ではなく「機器整備/修理」を選択します

○ 確認証明書(フロン類が充填されていないことの確認)
→ 一度、確認してフロン類が充填していた場合は、回収すること

機器管理番号: []-[]-[]-[]
ログブロッカー一覧から機器を選択
※ラジオボタンは再選択をクリックするとチェックが外れます。

機器所有者等の氏名又は名称*	(株)JRECO管理廃棄	廃棄する機器がある場所の住所	[]-[]-[]-[]-[]-[]
上記の住所	〒1105-0011 住所検索 住所1 東京都港区芝公園 住所2 1-2-3	上記の住所	[]-[]-[]-[]-[]-[]
系統名	[]-[]-[]-[]-[]-[]	担当者 この項目は必須項目です	部署名* []-[]-[]-[]-[]-[] 氏名* []-[]-[]-[]-[]-[]
電話番号	03-5733-5311	FAX番号	[]-[]-[]-[]-[]-[]
廃棄する機器の種類及び台数*	エアコンディショナー 1 台 冷媒機器及び冷凍機器 0 台	建物解体(含む修繕・模様替え)の有無*	<input type="radio"/> 解体(修繕等あり) <input checked="" type="radio"/> 解体(修繕等なし)
フロン類の引渡し先*	第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する		
フロン類の処理方法	<input checked="" type="radio"/> 再生希望 <input type="radio"/> 再生・破壊のどちらでも良い <input type="radio"/> 破壊希望		

図2 管理者・廃棄者が部署名と氏名を入力

回収依頼書
(兼 フロン類が充填されていないことの確認依頼)

■廃棄する機器の所有者等

機器管理番号: 40002980
交付年月日: 2022-03-07

機器所有者等の氏名又は名称	(株)JRECO管理廃棄	廃棄する機器がある又はあった施設(建物)名	JRECO管理廃棄
上記の住所	〒1105-0011 東京都港区芝公園1-2-3	上記の住所	〒1105-0011 東京都港区芝公園1-2-3
系統名	[]-[]-[]-[]-[]-[]	担当者	部署名 管理1部 氏名 管理大部
電話番号	03-5733-5311	FAX番号	[]-[]-[]-[]-[]-[]
廃棄する機器の種類及び台数	エアコンディショナー 1 台 冷媒機器及び冷凍機器 0 台	建物解体(含む修繕・模様替え)の有無	<input type="radio"/> 解体(修繕等あり) <input checked="" type="radio"/> 解体(修繕等なし)
フロン類の引渡し先	第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する		
フロン類の処理方法	再生希望		

■第一種フロン類充填回収業者

第一種フロン類充填回収業者登録番号	113455	登録都道府県	東京都
フロン類引取りの日付又は充填終了日の確認した年月日*	[]-[]-[]-[]-[]-[]	引取証明書又は確認証明書の交付年月日*	[]-[]-[]-[]-[]-[]
第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称*	JRECOフロン充填回収(株)	回収担当者氏名*	[]-[]-[]-[]-[]-[]
上記の住所	〒1105-0011 東京都港区芝公園2-2-1		
担当者	部署名* []-[]-[]-[]-[]-[] 氏名* []-[]-[]-[]-[]-[]	FAX番号	[]-[]-[]-[]-[]-[]
電話番号	0357335111		

■回収量等

フロン類回収量* フロン類回収量(フロン類回収量の詳細の入力はここから)

	CFC		HCFC		HFC		計	
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー	1	20.00					1	20.00
冷媒機器及び冷凍機器								
計	1	20.00					1	20.00
録帳に記載されている充填量	1	20.00					1	20.00

図3 回収量の入力

開いたサブ画面

*は入力必須、それ以外は任意で入力。
※別メニューから入力してください。
※確認済みの履歴を先入力したものに上書きします
フロン類回収量(台)は0.000kgを入力してください

※詳細には確認済みの履歴から入力してください
※確認済みの履歴を先入力したものに上書きします
追加で登録する場合は付帯加工メニューをクリックして追加してください
この画面が開く場合は下の×ボタンまたは黒字背景色の箇所をクリックしてください

機器管理番号	特定製品の種類	質量	フロン の種類	回収量 (kg)	メーカー	型式	初期 総光量(kg)	残存量(kg)	要因
TN02-WA02-6A02	エアコンディショナー	8590	CFC		ダイキン工業		20.00	20.00	

回収量を入力

確定ボタンを押す

	CFC		HCFC		HFC		計	
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー	1	20.00					1	20.00
冷媒機器及び冷凍機器								
計	1	20.00					1	20.00
録帳に記載されている充填量	1	20.00					1	20.00

回収量が登録されました。

引取証明書(写)

■廃棄する機器の所有者等

廃棄			
機器所有者等の氏名又は名称	(株)JRECO管理廃棄	廃棄する機器がある又はあった施設(建物)名	JRECO管理廃棄
上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-3	上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-3
系統名			
担当責任者	部署名 管理1部	氏名 管理太郎	
電話番号	03-5733-5311	FAX番号	
廃棄する機器の種類及び台数		建物解体(含む修繕・屋根替え)の有無	
エアコンディショナー 1台		解体(修繕等)なし	
冷蔵機器及び冷凍機器 0台			
フロン類の引渡し先		第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する	
フロン類の処理方法		再生希望	

■第一種フロン類充填回収業者

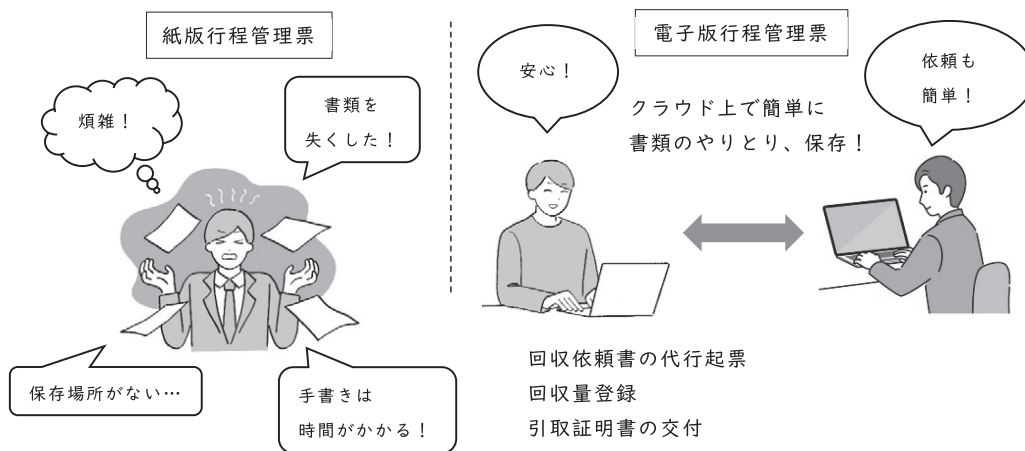
第一種フロン類充填回収業者登録番号	123456	登録都道府県	東京都
フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	2022-03-07	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	2022-03-07
第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称	JRECOフロン充填回収(株)	回収技術者氏名	回収 一郎
上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-2-1		
担当責任者	部署名 フロン回収部	氏名 回収 一郎	
電話番号	0357335311	FAX番号	

■回収量等

フロン類回収量	フロン類回収量							
下記のとおりフロン類を回収しました。 管理番号:								
	CFC	HCFC		HFC		計		
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー	1	20.00					1	20.00
冷蔵機器及び冷凍機器								
計	1	20.00					1	20.00
銘板に記載されている充填量	1	20.00					1	20.00
フロン類が回収できなかった場合の台数及び原因			要因					

図4 引取証明書(写)(F票)の画面

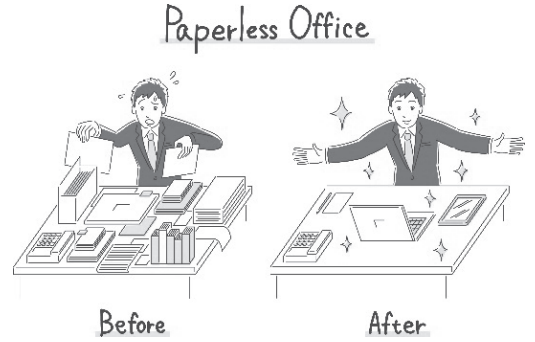
登録された内容を再度確認して、「交付」ボタンをクリックすることにより、廃棄者へ引取証明書(E票)が交付され、同時に引取証明書(写)(F票)が自動作成されます(図4)。



電子版行程管理票について、ご興味を持って頂けましたでしょうか? ここでご利用頂くシステム(RaMS)について簡単にご説明いたします。

RaMSとは？

「RaMS (ラムズ)」(Refrigerant Management System) とは、冷媒管理に関して「フロン排出抑制法」で定められている全ての書類の作成・交付・回付・保存や、それら書類の縦覧、承諾の全てを電子的に行うことができるクラウド上の便利なシステムです。法に基づく情報処理センターとして国から唯一指定・認可された当機構（以下JRECO）が構築・運営しています。



RaMSをご利用頂くには、まず事業所登録が必要です（図5）。JRECOホームページからシステムのログインページ（<https://www.jreco.jp/>）にアクセスして頂き、「事業所登録」より登録して頂けます。登録を完了すると、システムにログインが可能となります。システムから送信されるメールに従って操作を進めていけば良いため、初心者でも簡単です（図6）。

➔ **RaMS ログインページ** <https://www.jreco.jp/>
解説動画・操作動画を下記URLでご覧頂けます。
<https://www.jreco.or.jp/movie.html>



事業所登録は、無料(年会費なし)です。
精算方法は、利用料金が少額のため、まずはA方式の預け金(ポイント)払いがおすすめです。

図5 事業所登録画面

JRECOフロン充填回収(株)様

(株)JRECO管理廃棄様より回収依頼書 兼 確認依頼 (A票) が交付されましたので、下記URLの回収依頼書 兼 フロン類が充填されていないことの確認依頼 (E票) の内容を確認の上、回収作業を行うかまたはフロン類が充填されていないことの確認を行ってください。
 ▼回収依頼書 兼 フロン類が充填されていないことの確認依頼 (E票)
<https://dev.jreco.jp/test/freon/edit/4772005957/4DPho>

回収作業または確認作業が終了しましたら、E票に台数、回収量、担当責任者の部署名、氏名、引取完了日、引取証明書交付日またはフロン類が充填されていないことを確認した機器台数、確認日を記入し、下部の「確認画面へ」をクリックして確認画面へ進み、下部の「交付」ボタンをクリックして

図6 RaMSシステムから送信されるメール(例)



〈次回予告〉

今回は、充填回収業者と管理者・廃棄者の両方が登録している場合の電子版行程管理票をご説明いたしました。次回は、管理者・廃棄者が登録していない場合の電子版行程管理票の作成とメリットの説明です。

そろそろ我が社も DX！ 紙から電子に変えてみよう！ 伝票処理を電子化・効率化

【第2回】 電子版行程管理票（紙モード）



JRECO 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

電子版行程管理票の紙モードとは？

今回は、廃棄者がシステムを利用していない場合の電子版行程管理票の作成とメリットについてご紹介します。

メインメニューの「行程管理票作成」から「紙モード」を選択し、作成した回収依頼書（A票）を印刷出力して、システムを利用していない廃棄者に手渡しして、確認してもらうことができます。これにより、従来からの紙版行程管理票と同様の、紙での運用をすることが可能です。

さらに、冷媒回収量などの登録データは、クラウド上に保存・管理されるため、充填回収業者が毎年度義務付けされている都道府県知事への報告を行う際にも、システムに登録したデータが反映されるというメリットもあります（「報告書作成」の機能を利用します）。



紙モードで電子版行程管理票を使ってみよう！

「紙モード」とは、インターネットの利用が出来ないなどシステムを利用していない廃棄者に対しても、従来の紙（複写様式）で行程管理票を作成するのと同じ要領で作成できる仕組みです。最初はシステムに入力して起票して頂きますが、その後は印刷出力した紙を廃棄者に手渡しして、確認してもらい、作成を進めていきます。まずは、メインメニューの「行程管理票作成」をクリックし、作成方法選択画面から「紙モード」を選択します（図1）。

第1回目（5月号）でご紹介した起票方法と同じ要領で廃棄者や廃棄する機器の情報を入力し、最後に「登録して次へ」をクリックします。

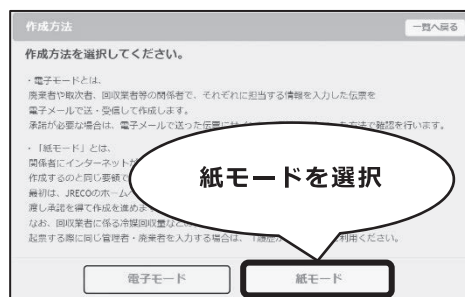


図1 作成方法選択画面



図2 紙モードの回収依頼書(A票)入力画面



図3 回収依頼書(A票)入力後の帳票印刷画面

紙モードで印刷出力した伝票を
廃棄者に手渡しして、確認してもらう。



回収依頼書（A票）登録時に110円（税込）が課金されます。

次に、冷媒の回収を行った後、システムの行程管理票一覧にある該当する機器の「表示」をクリックし(図4)、表示された引取証明書を交付する前の伝票(E票)に回収した冷媒量を入力します。

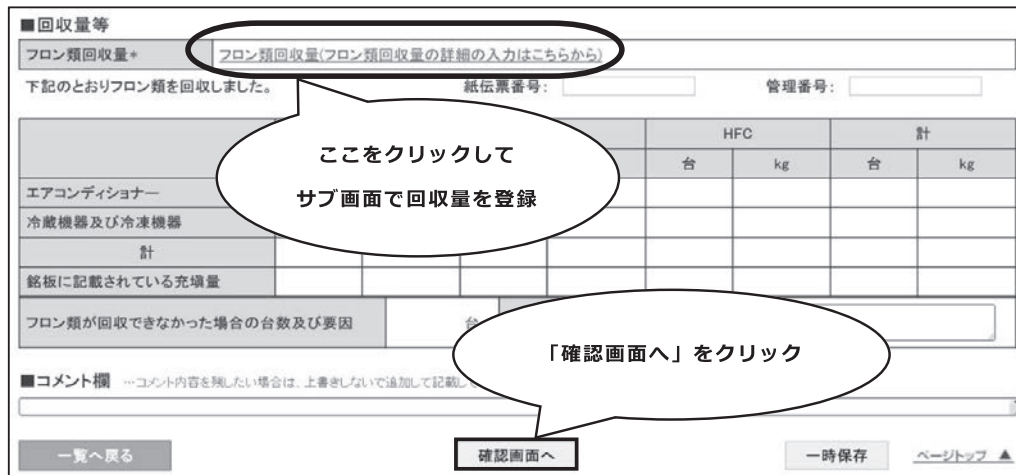
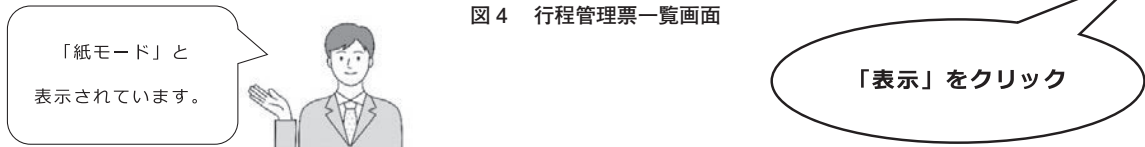


図5 回収依頼書 (E票) の回収量入力部分

「確認画面へ」をクリックし(図5)、最終確認画面で「登録」をクリックすると、引取証明書(写)(F票)が自動作成され、印刷出力できるようになります(図6)。引取証明書(E票)は廃棄者へ渡します。また、自動作成された引取証明書(写)(F票)によって、充填回収業者から破壊・再生・省令49条業者に処理依頼票を発行できます。



図6 回収量登録後の帳票印刷画面

電子版行程管理票のメリットのまとめ

- ・紙版(定価@150円+税)より安い価格@100円+税で利用できる。
- ・パソコンで作成できるので、紙版行程管理票を手配する手間や時間が省ける。
- ・帳票を紙ファイルで保存する必要がなくデータとして記録、保存、閲覧ができる。
- ・都道府県知事への報告書もボタン一つで簡単に作成できる。
- ・廃棄者等の情報も過去の入力履歴を利用すると容易に作成できる。

〈次回予告〉

今回は、作成した引取証明書(写)(F票)を用いて、回収したフロンの処理を処理業者へ依頼した後に、処理業者から破壊証明書や再生証明書(Z票)を発行してもらう際の説明です。



今回は、システムを利用している処理業者（破壊・再生・省令49条業者）へ、回収したフロンの処理を依頼する流れと、引取証明書の写しの交付、閲覧について説明いたします。

処理業者（破壊・再生業者、省令49条業者）への依頼

回収したフロンの種類を引き渡す場合、システム上の行程管理票から連動して処理業者（破壊・再生・省令49条業者）へフロンの処理依頼ができます。作成した引取証明書（写）（F票）の画面を開くと、下部に「回収フロン処理証明書（処理の記録）」があります（図1）。この部分に入力することによって、無料で「フロン類再生・破壊依頼書（X票）」が発信されます。この機能を利用すれば、紙の帳票を作成する手間や時間が省くことができ、さらに、再生／破壊業者に引き渡した量がシステム上に記録されるため、都道府県知事への報告書出力時の集計データに反映され、報告書が簡単にできるメリットがあります。

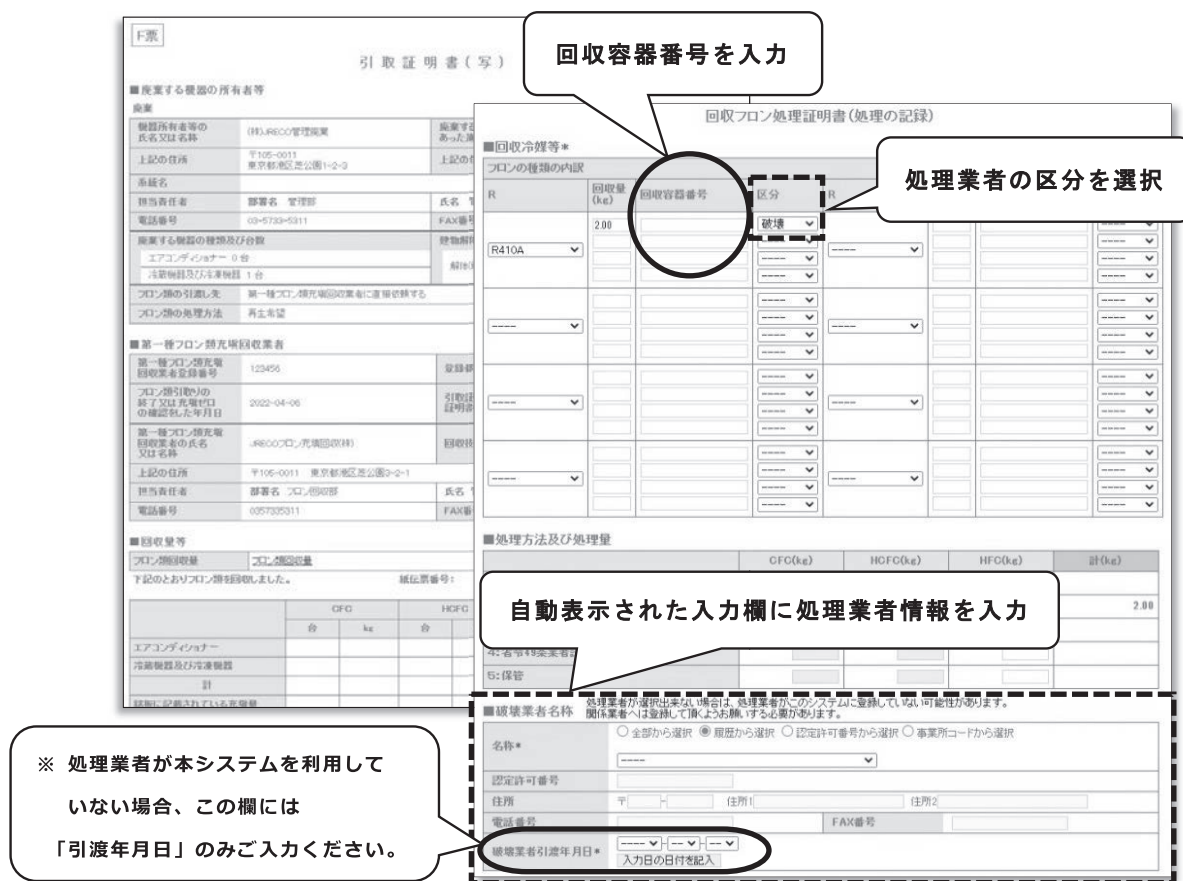
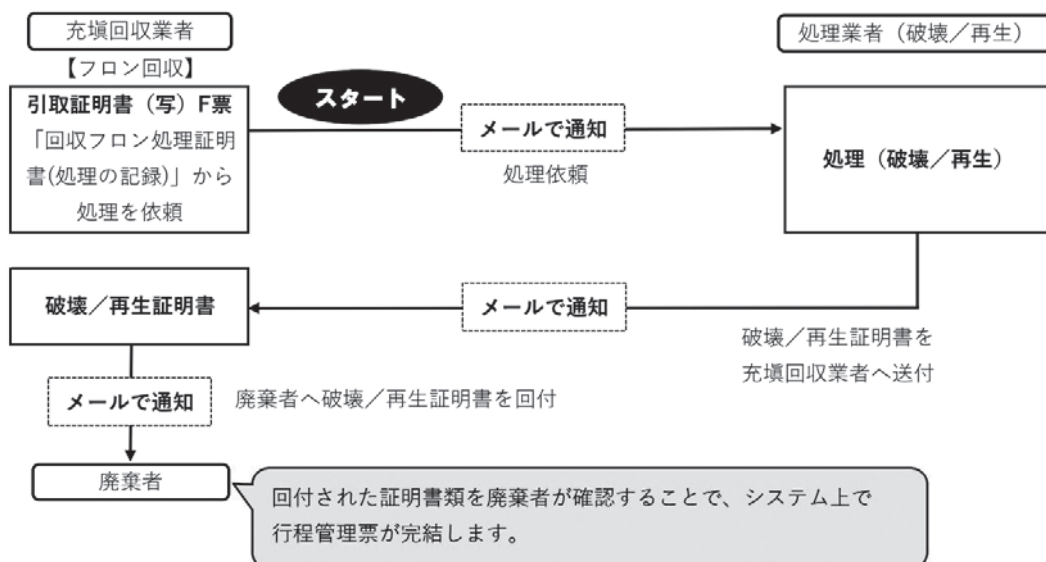


図1 引取証明書（写）（F票）の下部にある「回収フロン処理証明書（処理の記録）」

「回収フロン処理証明書（処理の記録）」に入力して処理依頼し、フロン処理を行った処理業者から交付された破壊／再生証明書を廃棄者へ回付します。さらに、回付された証明書類を廃棄者が確認することで、システム上で行程管理票が完結します（図2）。



【省令 49 条業者へ依頼する場合の流れ（本システムを利用した場合の流れ）】
 ①充填回収業者から省令 49 条業者へ処理依頼（回収したフロンを引き渡す） → ②省令 49 条業者が処理業者へ処理依頼（フロンを引き渡す） → ③フロン処理完了後、処理業者は省令 49 条業者へ破壊/再生証明書を送付 → ④省令 49 条業者から充填回収業者へ破壊/再生証明書を回付 → ⑤充填回収業者から廃棄者へ破壊/再生証明書を回付

図 2 システム上の帳票処理の流れ

フロン回収後の廃棄機器の引き渡し

フロン回収後の廃棄機器の引き渡し時に、廃棄者は、廃棄物・リサイクル業者（第一種特定製品引取等実施者）に引取証明書の写しを必ず交付しなければならなくなりました（フロン排出抑制法の改正、2020年4月1日施行）。充填回収業者のメインメニューにある「引取証明書の写し交付先作成」（図3）から伝票番号を入力し、充填回収業者が廃棄物・リサイクル業者（本システムでは、機器引取業者と言います）を指定し、廃棄者に引取証明書の写しの交付依頼ができます。利用料金は無料です。

引取証明書の写し
 廃棄機器を引き渡すとき、
 第一種特定製品引取等実施者に交付

引取証明書の写し一覧

引取証明書の写し交付先作成

図 3 引取証明書(写)の一覧と交付先作成



便利な使い方！ ワンポイントアドバイス！

Q.業者情報を毎回入力するのが面倒…。
 効率的な入力方法がありますか？

A.「履歴から選択」を選ぶと、
 過去の入力情報が自動的に表示されます。



<small>再生業者が選択出来ない場合は、廃棄業者がこのシステムに登録していない可能性があります。関係業者へは登録して頂く必要があります。</small>			
<input type="radio"/> 全部から選 <input checked="" type="radio"/> 履歴から選択 <input type="radio"/> 認定許可番号から選択 <input type="radio"/> 事業所コードから選択			
名称*	[株]KK再生業者		
認定許可番号	131313		
住所	〒105-0011	住所1東京都港区芝公園	住所21-2-3
電話番号	0357335311	FAX番号	
再生業者引渡年月日*	2022	5	16
	入力日の日付を記入		



〈次回予告〉

次回は、冷媒管理システム「RaMS」の概要や便利な機能をご紹介します。

そろそろ我が社も DX！ 紙から電子に変えてみよう！ 伝票処理を電子化・効率化



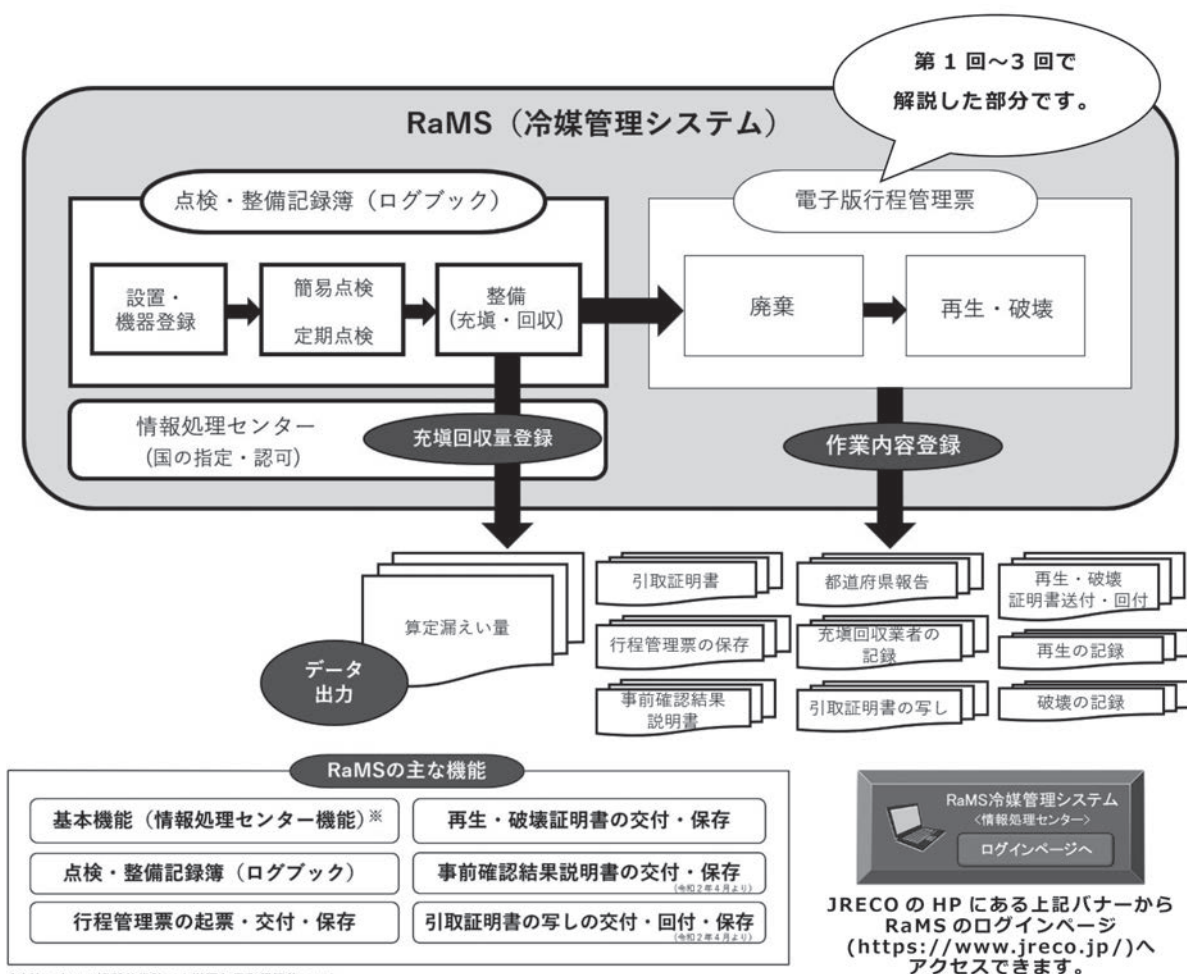
【第4回】RaMS の概要と特長

JRECO 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

第1回から3回では、電子版行程管理票と破壊証明書・再生証明書、フロン回収後の廃棄機器の引き渡しについて解説してきました。パソコンで入力する電子版の利便性についてお分かりいただけましたでしょうか？今回は、機器廃棄時の行程管理票の他に、機器整備時にもご利用いただける機能を持ったRaMS（ラムズ）をご紹介します。

RaMSの概要

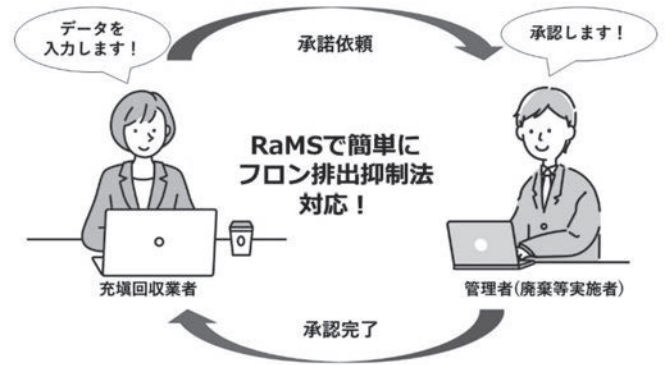
RaMS（ラムズ、Refrigerant Management Systemの略）とは、情報処理センターとして国の指定法人に認可されている当機構（以下、JRECO）が運営する冷媒管理システムで、インターネットを介してシステム専用のクラウド・サーバーに各種情報を電子データとして登録（保存）していく仕組みです。登録されたデータは、都道府県知事への報告書作成や、データを集計して分析等に活用できます。ネットに接続できる環境（パソコンやタブレット端末など）があればすぐに利用でき、事前にソフトウェア等を購入する必要はありません。RaMSを利用すれば、これまで紙で作成・交付、ファイリングしていた行程管理票、再生・破壊証明書、引取証明書の写し等を、フロン排出抑制法を遵守しながら、すべて電子的に処理、保存、出力することができます。



RaMSの特長

システム上にログブック（点検・整備記録簿）を作成して管理すると、連動して、電子版行程管理票（起票・交付・保存）、さらに回収フロン再生・破壊管理票（起票・交付・保存）までのすべての行程が電子的に網羅され、トータル管理ができることがRaMSの特長です。また、基本的に、RaMSのデータは充填回収業者が入力し、管理者（廃棄等実施者）が入力内容を「承諾」することで、そのデータがRaMSに登録されます。そのため、管理者（廃棄等実施者）と充填回収業者間でいつでもどこでも登録データを閲覧でき、情報の共有化（見える化）がされ、データの信頼性・透明性も確保されます。

管理者（廃棄等実施者）から委託を受けて機器の点検業務を行う場合、例えば「点検・整備記録簿機器一覧」でリアルタイムの累計漏えい量や定期点検・簡易点検の時期を確認したり、CSVデータ（ログブック登録データ）から漏えい・故障箇所や原因等を分析し、漏えい防止対策や更新計画を管理者（廃棄等実施者）に提案できます。



充填回収業者にとっての RaMS 利用のメリット

電子化による
ペーパーレス化
効率化

- 充填証明書、回収証明書の書面（紙）での交付が不要(情報処理センター機能)
- 点検・整備の記録、行程管理票、フロン類再生・破壊管理票も電子的に作成可能
- 充填・回収の記録、各伝票を電子的に保存

お客様(管理者)への
提案とサポート

- 機器の点検時期の連絡や点検計画作成、機器の更新計画の提案が可能（ログブック）

時間、場所にとらわれず、
データの入力・閲覧・出力が可能！
担当者が代わっても引継ぎがスムーズ！

- ・ 国指定だから安心、法令を遵守できる
- ・ セキュリティ対策も万全
- ・ 管理者と充填回収業者間のデータの信頼性・透明性も確保

〈次回予告〉

次回は、機器整備時の「点検・整備記録簿（ログブック）」について解説いたします。



【第5回】点検・整備記録簿（ログブック）①



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

第1～3回までは電子版行程管理票と破壊証明書・再生証明書、フロン回収後の廃棄機器の引き渡し、第4回ではRaMSの概要と特長についてご紹介しました。

今回からは、機器整備時のRaMSの利用として、点検・整備記録簿（以下、ログブック）の新規作成についてご紹介していきます。管理者から、ログブックの新規作成と整備データの登録を依頼された場合、まず、機器管理番号の取得（実際の機器に貼付する機器管理番号シールのご購入または自動採番）、ログブックに初期登録（ログブックの新規作成）、そして、作成したログブックに整備データを入力して登録、という流れです。

ログブックの新規作成

ログブックを作成するには、まずRaMSに事業所登録をしていることが前提ですが、「管理者」と「充填回収業者」どちらでもメインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」（図1）から作成できます。機器1台ごとに1つの機器管理番号が必要です。充填回収業者による作成方法は以下の2通りです。

- ①事前にRaMSログインページ（<https://www.jreco.jp/>）から機器管理番号シール（図2）を購入し、その機器管理番号を入力する。（600円＋税/枚）
- ②システム上で自動採番にて機器管理番号を新規取得する（シールが不要の場合）。（500円＋税）

※新規取得（自動採番）の操作を行った管理者または充填回収業者に課金されます。

「ログブック新規作成・追加登録」をクリックすると、以下の機器管理番号取得・入力方法を選択するポップアップ画面（図3）が表示されますので、どちらかを選択し、冷媒漏洩点検・整備記録簿の新規入力画面（図4）に移ります。

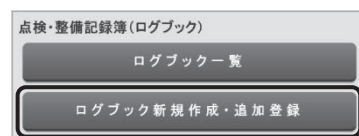


図1 ログブック新規作成・追加登録のボタン



図2 機器管理番号シール

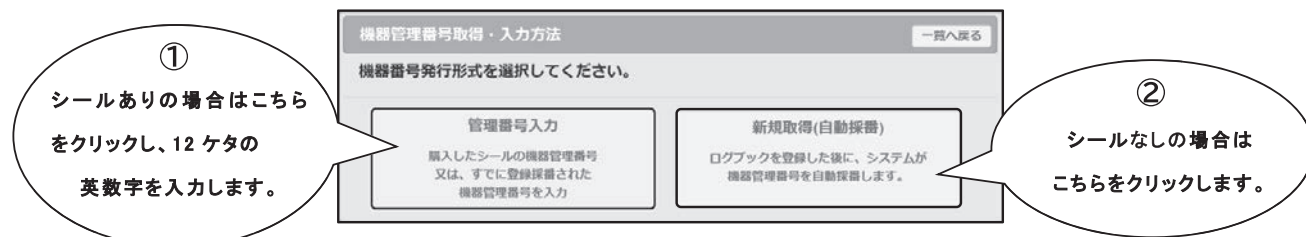


図3 機器管理番号取得・入力方法選択画面

機器管理番号シールについて

- シールをご購入の場合
機器を管理するためのシールを機器に貼ることによって、機器実物と機器管理番号による RaMS のログブックの関連付けが可能です。（2枚1組で、1枚は予備です。）
- 番号のみご購入（シールが不要）の場合
例えば、何らかの形（自社シール、テプラ等）で管理しているのであれば、あえてシールを貼ることは不要です。

管理番号をキーにしてシステムに機器1台ごとにログブック（点検・整備記録簿）を作成します。

充填回収業者が入力、承諾依頼をし、管理者が承諾すると新しいログブックが作成されます。

図4 充填回収業者による冷媒漏洩点検・整備記録簿の新規入力画面

Point! 便利な使い方！ワンポイントアドバイス！

施設情報やその他の項目を入力する欄において、2回目以降の入力時に「履歴から選択」を選ぶと、過去の入力情報が自動表示されたり、キーボードを使わずともプルダウンから選択して入力できます。効率的にデータの登録を進めることができ便利です。

施設管理者 * 履歴から選択 事業者コードから選択
氏名または名称を選択してください

施設名称 * (株)JRECO管理廃棄
(株)JRECO管理廃棄2
(株)JRECO管理廃棄3

「履歴から選択」→プルダウンで過去に入力したデータから選択すると簡単に入力ができます。

効率的！

〈次回予告〉

次回は、ログブックへの点検・整備データの登録について解説いたします。

そろそろ我が社も DX！ 紙から電子に変えてみよう！ 伝票処理を電子化・効率化



【第6回】点検・整備記録簿（ログブック）②



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

前回は、機器ごとの点検・整備記録簿（以下、ログブック）の新規作成についてご説明しました。ログブックを作成すると、充填・回収の登録に加えて、定期点検・簡易点検などを記録することができます。原則、充填回収業者が点検データを登録し、管理者が承諾します。また、機器の整備時に充填・回収作業をログブックに登録した場合、「情報処理センター」にも登録されるため、書面による「充填証明書」「回収証明書」の交付が不要になるというメリットがあります。今回は、点検・整備（定期点検）と簡易点検の記録についてご紹介します。

ログブックへの点検・整備データの登録

1. 点検・整備（定期点検）の記録

ログブックを利用している管理者から整備を依頼された時、過去の機器の情報（修理履歴等）が簡単に確認でき、点検・整備に役立ちます。さらに、点検・整備の作業内容も2表「漏洩点検・整備、回収・充填記録」に詳細を記録することで、管理者への報告も簡単にできます（図1）。

冷媒漏洩点検・整備記録簿 2022年4月10日 ~ ----年--月--日

機器管理番号 CUC8-54AU-8CSE

注意1: 冷媒の充填・回収作業は、第一種フロン類充填回収業の知見を有する資格者本人によるか、またはその立会いが必要です。
 2: *が付いている項目は必ず入力してください。なお、使用冷媒は登録後の変更はできません。
 3: 施設廃業の場合は本記録簿への登録は不要です。代わりに行程管理系を存続し、最初に施設管理番号を入力してください。
 4: 前項要領で行程管理系を作成しなかった際は一覧画面で閉鎖操作をしてください。管理番号の転用、再利用はできません。

1. 第一種特定製品の管理者・施設・製品情報

施設管理者 (株)JRECO 管理廃業 〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-3 事業者コード H059758179 法定管理者 (本社等) (株)JRECO 管理廃業 〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-3

施設名称 JRECO 管理廃業 会社情報から取得 履歴から選択 系統名 設備製造者 手書き入力 (株)○○電機

施設住所 〒105 -0011 住所検索 住所1 港区芝公園 住所2 1-2-3 設置年月日 2022 年 4 月 10 日

代表電話 03-1234-5678 用途 空調用 製造番号 AEC-12345

機器管理 担当者・廃業者1 同左電話 03-1234-5678 型式 圧縮機の原動機 定格出力 kW 7.6

E-mail jreco44@gmail.com 追加送信E-Mail: 使用冷媒 R410A 出高時初期 充填量 kg 8.00

備考

機器廃業の場合は本記録簿への登録は不要です。代わりに行程管理系を作成し、最初に機器管理番号を入力してください。

2. 漏洩点検・整備、回収・充填記録

作業年月日* 2022 年 4 月 29 日 点検・整備区分* 定期点検 充填冷媒 R410A 回収量 kg* 7.00 戻し充填量 kg* 7.00 追加充填量 kg* 1.00 破壊・再生保管量 kg 0.00 点検内容* システム漏えい試験(気密試験) 点検結果* なし

漏洩・故障箇所 漏洩・故障原因 修理内容 直ちに修理困難な場合はその理由 修理予定日

備考

作業請負者社名 JRECOフロン充填回収(株) 所在地 〒105-0011 東京都港区芝公園3-2-1 作業担当者* 資格者証番号

登録番号 123456 登録都道府県 東京都 E-mail abcdef@000.com 代表電話 00-1234-5678

〇 整備済あり 〇 整備済なし 一 整備済とは整備を請負った取次者を持ち、登録する取扱者以上の事業者コードが必要。

実施作業は2表の内容に相違ありません。 作業請負者責任者確認*: 作業 太郎 ⇒ 管理者承諾:

確認画面へ 一時保存

3. 冷媒の充填、回収状況

充填冷媒 (参考) 温暖化係数 初期総充填量 kg 合計充填量 kg 合計回収量 kg 合計排出量 kg 排出量CO2トン

4. 点検・整備、充填・回収履歴

番号	内容	kg	kg	点検結果	漏洩・故障原因	漏洩・故障箇所	修理内容 (交換部品)	操作
完了 A001	出高時初期充填量	8.00						廃棄再発行 破壊
	2022-07-13 設置時追加充填量	0.50						

2表に入力します。回収量、充填量を入力すると情報処理センターに自動的に登録されます。

確認画面へから入力内容を確認し、承諾依頼をクリックすると、管理者へ承諾依頼のメールが送信されます。同時に充填回収業者に利用料金 100 円 + 税が課金されます。

図1 冷媒漏洩点検・整備記録簿

承諾依頼を受けた管理者がRaMSにログインし、管理者承諾欄に記名し、確認画面にて「登録」ボタンを押すとデータ登録は完了です。

2. 簡易点検の記録


簡易点検も同様に「ログブック一覧」から点検を行った機器の管理番号を探し、操作欄の「簡易点検」をクリックします。表示された「冷媒漏洩点検・整備記録簿」の2表の「2. 簡易点検記録」(図2)へ点検の記録を入力します。

2. 簡易点検記録

※簡易点検は定期点検と兼ねても結構ですが、簡易点検の記録は定期点検記録とは別に作成してください。
(半面調査上等の次回簡易点検時期開始は、前回点検記録日の翌月1日から起算して3ヶ月後の月末日を表示します。)

・点検した項目で異常が無ければチェックのみを記入のこと。
・点検した項目でなんらかの異常が見られる場合には、チェックを記入の上、コメント欄に状態を記載のこと。
・定期的に実施して、漏えい発覚がなければ「なし」とし、発覚の場合は、コメント欄に状態を記載して登録すること。
(後者の点検、修理内容は、熱風点検ではなく通常の点検・整備記録として登録する。)

簡易点検記録は無料です。



作業年月日*	簡易点検フォーマット*	点検者名*
2022-10-8	ビル用マルチエアコン・店舗用パッケージエアコン	
入力日の日付を記入		

1. 室外機の異常振動・異常運転音状況	☐ チェック コメント:
2. 室外機及び周辺の油のこみ	☐ チェック コメント:
3. 室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆、傷など	☐ チェック コメント:
4. 室内機の熱交換器の霜付きの有無	☐ チェック コメント:
5. (店舗用パッケージエアコン) 熱交換器の霜付き、油こみなど	☐ チェック コメント:
6. 漏えい兆候	なし ☑ コメント:
7. 気付き事項	コメント:

作業担当者名	所在地
JRECOフロン充填部(現場)	〒108-0011 東京都港区芝公園3-2-1
登録番号	登録都府県 E-mail 代表
123456	東京都 abcd@e.com 03

[一覧へ戻る](#)
[確認画面へ](#)

確認画面へ進み、入力データを確認して「登録」をクリックすれば、簡易点検の記録は完了です。
(簡易点検の記録は、管理者による「承諾」はありません。)

図2 冷媒漏洩点検・整備記録簿 (簡易点検記録の入力画面)



便利な使い方！ワンポイントアドバイス！

製品分類が同じ機器の場合、最大30件まで簡易点検記録の入力を一括して行うことができます。

1台ずつ登録する手間を省くことができ、大変便利です。

● 点検・整備記録簿 簡易点検一括登録

下表に示した同じ内容の簡易点検記録を、複数のログブックを指定して一括登録します。

作業年月日*	簡易点検フォーマット*	点検者名*
2022-10-8	ビル用マルチエアコン・店舗用パッケージエアコン	
入力日の日付を記入		

1. 室外機の異常振動・異常運転音状況	☑ チェック コメント:
2. 室外機及び周辺の油のこみ	☑ チェック コメント:
3. 室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆、傷など	☑ チェック コメント:
4. 室内機の熱交換器の霜付きの有無	☑ チェック コメント:
5. (店舗用パッケージエアコン) 熱交換器の霜付き、油こみなど	☑ チェック コメント:
6. 漏えい兆候	なし ☑ コメント:
7. 気付き事項	コメント:

[リセット](#)
[確認画面へ](#)

系統名	製品施設	最終更新日	次回簡易点検期限	一括登録対象	操作
2系統	都道府県	更新	次回定期点検期限		
冷凍冷蔵ユニット	神奈川県	2021-10-12	2022-11-30	<input type="checkbox"/>	簡易点検最新版
12階東エリア	神奈川県	2021-10-12	2022-11-30	<input checked="" type="checkbox"/>	簡易点検最新版
ビル用パッケージエアコン	神奈川県	2022-01-28	2024-10-31	<input checked="" type="checkbox"/>	簡易点検最新版
研修室G	神奈川県	2022-01-28	2024-10-31	<input checked="" type="checkbox"/>	簡易点検最新版
ビル用パッケージエアコン	東京都	2021-10-12	2022-11-30	<input checked="" type="checkbox"/>	簡易点検最新版
ビル用パッケージエアコン	東京都	2021-10-12	2021-10-31	<input checked="" type="checkbox"/>	簡易点検最新版

一括登録対象のログブックに✓を入れる

〈次回予告〉

次回は、ログブックを活用した機器の適正管理についてご紹介します。

そろそろ我が社も DX！ 紙から電子に変えてみよう！ 伝票処理を電子化・効率化



【第7回】点検・整備記録簿（ログブック）③

JRECO 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

ログブックで法令を遵守した適正な管理

今回は、取引先管理者に管理を依頼された機器の一覧が見られる「ログブック一覧」の便利な活用方法についてご紹介します。例えば、検索機能や並べ替え機能を利用すると、フロンの排出抑制法に基づいた定期点検や簡易点検の期限を前もって把握することができます。メインメニューの「ログブック一覧」から表示される一覧画面で、「指定しない」で検索後（図1のA）、「次回点検期限」（図1のB）の矢印ボタンをクリックすると、点検時期が並べ替えられ、点検時期が近づいている機器をすぐに把握することができます。

また、点検期限日の文字色が変わることにより、点検漏れを防ぎ、計画的に次回の点検を実施することが可能です（簡易点検は15日前、定期点検は30日前に「緑色」に、点検時期を過ぎると「赤色」になります）（図1のC）。

このようにログブック一覧を参照すれば、リアルタイムで機器全体の状況が把握でき、法に基づいた機器の管理をもれなく行うことができるようになります。また、RaMSのログブックと廃棄時の電子版行程管理票をリンクして起票することも可能となるため、機器の使用時から廃棄までの一連の流れが管理でき、取引先管理者へのサービス向上に繋がられます。

点検・整備記録簿機器一覧

機器管理番号 施設管理者 左記の機器管理番号、施設管理者、最新作業日などから検索出来ます。

施設名 系統名

製品施設都道府県 製品施設住所

製造

閉鎖機器 全て 閉鎖以外 閉鎖

最新作業日 ~

簡易点検期限 ~

定期点検期限 ~

点検時期の表示: 表示 非表示

「表示」を選択すると次回簡易点検と次回定期点検の実施期限日を表示し、且つ日付の文字色は黒から下記の様に変わります。

簡易点検: 期限(前回点検日の翌月1日から起算して3か月後の月末日)の15日前で緑色。過ぎると赤色

定期点検: 期限(前回点検日の翌月1日から起算して1年後または3年後の月末日)の30日前で緑色。過ぎると赤色

(但し、前回点検記録が非登録の場合は「初回未登録」と表示します。)

注)「累計漏えい量」は本ログブック作成時からの機器ごとの漏えい量累計値を示します

機器管理番号を朱文字で示すログブックは、有効期間(新規登録又は前回更新より1年)を超

<< 1 前へ | 1 | 2 | 次へ >>

1件~50件(合計:61件)

No	最終入力日	機器管理番号	状態	累計漏えい量	最新作業日	点検・整備(簡易点検)登録数	施設管理者	系統名	製品施設	最終更新日	次回簡易点検期限	次回定期点検期限	操作
1	2022-07-13	KKFE-GZD6-D5UC	利用可能	3.62	2022-07-13	2件	JRECO管理廃業3	店舗用パッケージエアコン	東京都	2022-01-24	2025-07-31	2025-07-31	登録・修正 閲覧 簡易点検
2	2022-06-30	GRNY-YBXP-LVM4	利用可能	0.00	2022-06-30	3件(1件)	JRECO管理廃業3	店舗用パッケージエアコン	東京都	2022-01-24	2025-06-30	2025-06-30	登録・修正 閲覧 簡易点検
3	2022-05-31	66LE-2NNK-ND6A	利用可能	0.00	2022-05-31	3件(3件)	JRECO管理廃業	ビル用パッケージエアコン	東京都	2022-02-10	2022-08-31	2022-08-31	登録・修正 閲覧 簡易点検

<< 1 前へ | 1 | 2 | 次へ >>

1件~50件(合計:61件)

機器ごとの漏えい量もわかります!

点検時期が近づくと緑色、点検時期を過ぎると赤色に日付の色が変わります。

図1 点検・整備記録簿機器一覧（ログブック）



便利な使い方！ワンポイントアドバイス！

ログブック一覧の画面では、「簡易点検期限」または「定期点検期限」の期間を指定して機器を絞り込むことや①、検索後に上部メニューから簡易点検 CSV をダウンロードすることも可能です②。

① 期間を指定して検索

② 検索後に CSV 作成

情報処理センター機能について

管理者の方が独自のログブックを利用している場合、機器整備の充填量・回収量の登録を求められることがあります。JRECOは情報処理センターとして国の指定を受けており、情報処理センター機能を利用すれば、書面(紙)での「充填証明書」と「回収証明書」の交付が不要となります。

また、情報処理センターに登録したデータは、管理者の算定漏えい量計算の元データになり、活用できます。登録するには、実際に充填回収業者が充填・回収を行った後に、メインメニューにある「申請書作成」ボタン(図2)から「冷媒充填・回収登録申請書」へ進みます(図3)。



図2 申請書作成ボタン(緑色)

管理者の情報を登録

機器の情報を登録

充填・回収の情報を登録

図3 情報処理センター登録画面(「冷媒充填・回収登録申請書」入力画面)

入力内容確認画面で「承諾依頼」をクリックすると、管理者へ承諾依頼のメールが送信され、同時に充填回収業者に利用料金100円+税が課金されます。管理者がRaMSにログインし、管理者承諾欄に記名し、確認画面で「登録」ボタンを押すと情報処理センターへの登録が完了します。

〈次回予告〉

次回は、年度ごとに行う都道府県報告について解説いたします。

そろそろ我が社も DX！ 紙から電子に変えてみよう！ 伝票処理を電子化・効率化



【第 8 回】 都道府県報告書および記録表の作成

JRECO 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

都道府県知事への報告書作成

毎年度、都道府県知事への提出が義務付けられている報告書類については、「報告書作成」機能を利用すれば、RaMSに登録されたデータを元にして自動計算されるため、すぐに報告書を出力・印刷できます。RaMSに登録されていないデータがある場合は、「報告内容補正」機能を利用して、データの補正をしてから報告書類を作成できます。また、5年間保存義務のある充填量・回収量等の記録表も出力できます。「報告書作成」機能のご利用は無料です。

メインメニューの「報告書作成・閲覧」ボタン（図1）をクリックすると、作成画面（図2）が表示されます。対象年、出力方法などを選択して「作成」ボタンをクリックすると、報告書（図3）がダウンロードできます。ログブックあるいは情報処理センターに整備時の充填量・回収量、廃棄時の回収量などのデータが登録されている場合は、このようにいつでも法令を遵守した報告書を作成することができます。この機能を利用すれば、担当者の集計業務の負担が軽減されるというメリットもあります。



図1 メインメニュー内の報告書作成・閲覧ボタン

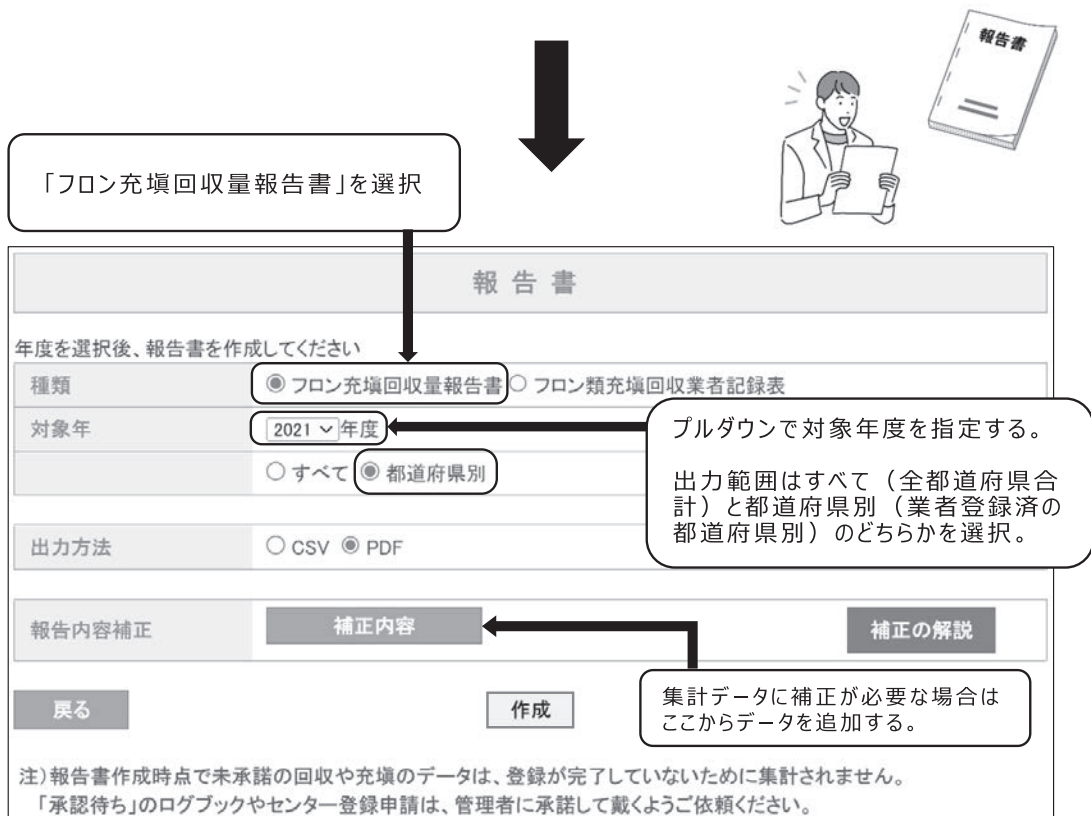


図2 報告書作成画面

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

東京都知事 殿

令和4年 5月 1日

(郵便番号) 103-0000
 住 所 東京都中央区虹橋
 7-7
 氏 名 ジェイレコ充填回収
 代表者 洗添 介修
 電話番号 03-0022-0011
 登録番号 tokyo012345

2021年度 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台
[1]充填した量	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg
CFCを回収した第一種特定製品の台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台
[2]回収した量	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg
[3]年度当初に保管していた量					0.00 kg	0.00 kg
[4]第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
[5]フロン類破壊業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
[6]法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
[7]省令49条に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
[8]年度末に保管していた量					0.00 kg	0.00 kg
HCFC						
HCFC	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	0台	2台	0台	5台	0台	7台
[9]充填した量	0.00 kg	6.50 kg	0.00 kg	48.08 kg	0.00 kg	54.58 kg
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	0台	3台	1台	2台	1台	5台
[10]回収した量	0.00 kg	40.89 kg	10.00 kg	10.23 kg	10.00 kg	51.12 kg
[11]年度当初に保管していた量					7.20 kg	51.99 kg
[12]第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.00 kg	19.55 kg
[13]フロン類破壊業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
[14]法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
[15]省令49条に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
[16]年度末に保管していた量					17.20 kg	83.56 kg
HFC						
HFC	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外

図3 作成された都道府県知事への報告書(例)



便利な使い方！ ワンポイントアドバイス！

他の都道府県でも業者登録をしている場合は、RaMSの事業所登録を都道府県ごとに行う必要はありません。一度事業所登録をし、その後、メインメニューの「ログイン者登録情報」画面の上部にある「他都道府県追加登録」から、業者登録をしている都道府県を追加登録できます。それにより、都道府県別の報告書も作成することができます。

追加登録！
都道府県別の報告書も簡単作成

〈次回予告〉


次回は、RaMSの利用を管理者サポートの視点からご紹介いたします。

RaMSを利用した管理者サポート

これまでRaMSの電子行程管理票、点検・整備記録簿（ログブック）についてご紹介してきましたが、今回はRaMSの利用についての視点を少し変えて、取引先管理者（以下、管理者）の業務をサポートするツールとしてご紹介します。RaMSはフロン排出抑制法に準拠したシステムであるため、機器の整備時や廃棄時に管理者・廃棄者が従うべき法律を守りながら、フロンの充填回収のプロとして管理者をサポートすることができます。

管理者との保守契約に基づいて、機器の点検・整備はもとより、機器の管理全般を委託されて管理業務の全てを代行しなければならない場合もあるかと思えます。そのようになると、各種証明書類、行程管理票、点検・整備記録簿（ログブック）などの帳票類全てを管理・保存していくことは非常に煩雑です。特に、紙の帳票での代行は困難を極めます。そこで、RaMSをご利用頂くと効率的な管理を行うことができます。管理者の業務サポートとしてRaMSを利用すると以下のようなメリットが考えられます。

充填回収業者のメリット	管理者のメリット
<ul style="list-style-type: none">●「フロン排出抑制法」で必要とされる機器の設置から簡易点検・定期点検、廃棄時の処理（電子行程管理票）まで一括管理でき、管理者をサポートできる。●RaMS に登録されたデータから随時機器の状況把握ができ、管理者へ漏えい防止対策、機器の更新計画等を立案し、管理者へ提案できる。 管理者が把握すべき算定漏えい量もリアルタイムで簡単に出力、確認することが可能。●管理業務の代行者として、事業者（管理者）と緊密な関係の構築が可能。	<ul style="list-style-type: none">●「フロン排出抑制法」に基づいた機器の管理と、保存すべき書面がクラウド上で全て電子的に保存されるため、安心して充填回収業者に一括管理を委託し、法律も遵守することができる。ペーパーレスになるため、書類紛失などのリスクも防げる。●対象となる使用機器のリストアップや、全ての機器の点検時期などの管理業務の負担軽減。●管理者の ISO14001（環境マネジメントシステム）の維持管理も容易に行える。●少ない費用で運用、管理が可能。



管理業務の手順

管理者の代行者としてRaMSをご利用頂く際の手順について簡単にご紹介します。まずは、管理者と充填回収業者間で管理業務の委託契約が結ばれていることが前提となります。充填回収業者が、承諾を受けた管理者の代行として、①RaMSに事業所登録、②RaMSに機器登録（ログブック新規作成）、③ログブックへの点検整備データの登録という3つのステップになります（図1）。なお、定期的に管理者に連絡を入れるなど、双方が常に状況把握に努めることが大切です。

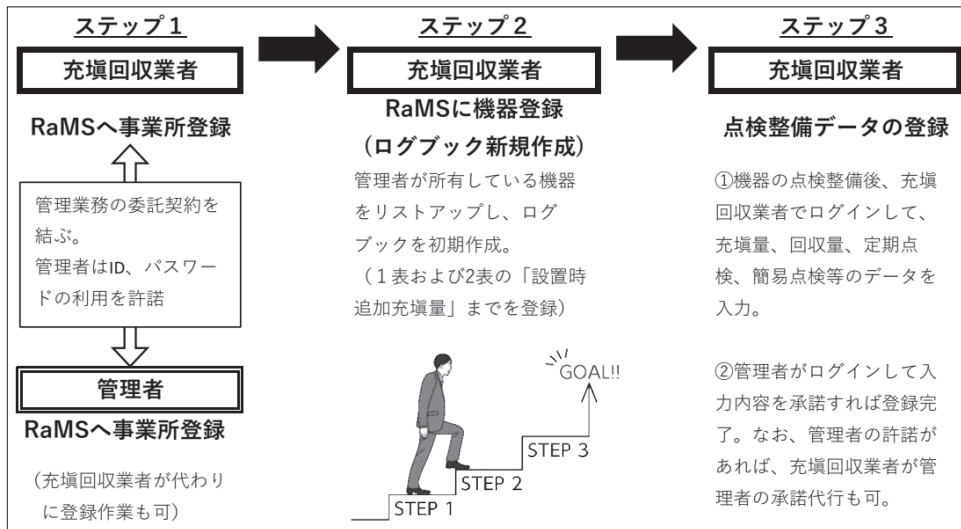


図1 管理業務の手順

サポート業務のツールとして

RaMSに備わっている様々な機能をサポート業務のツールとして活用して頂くと、お客様である管理者へのサービスの一環として、管理者の課題解決をお手伝いすることもできます。

例えば、ログブック一覧にて点検時期をリストアップし、点検計画の提案をすることが可能です。また、管理者・廃棄者でログインすれば、ログブック一覧にて機器ごとの算定漏えい量も確認できます。さらに、ダウンロード可能なデータ解析資料「RaMS-ex」(図2)の分析により、機器の不良解析や更新計画の提案、フロンの排出抑制の提案などを管理者に行うことができます。

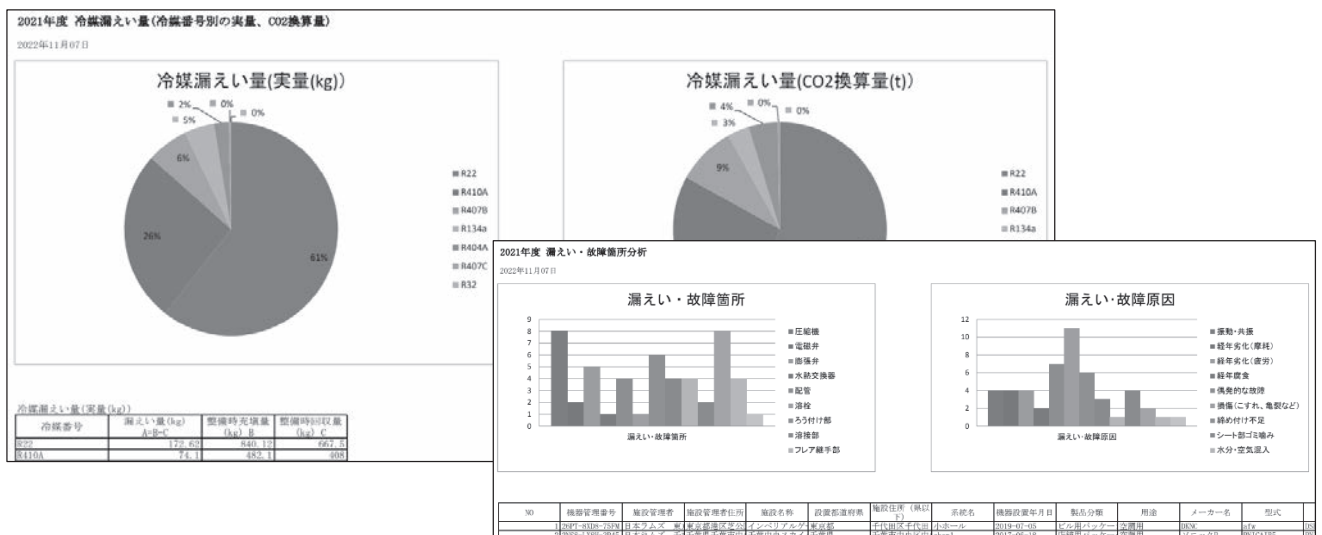


図2 データ解析資料「RaMS-ex」(サンプル)

全てが電子化されたRaMSでの確実な一括管理で、管理者が管理業務でお困りの点を解決し、充填回収業者としての業務サービスのレベルアップを図って頂くことができます。

〈次回予告〉

次回は最終回として、各種データの活用方法や最新のトピックなどをご紹介します予定です。

そろそろ我が社も DX！ 紙から電子に変えてみよう！ 伝票処理を電子化・効率化

【第10回・最終回】まとめ・各種データの活用方法



JRECO 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

2022年5月号の第1回の電子版行程管理票の解説から始まり、下記の図1に示した通り、これまでの各回で充填回収業者の皆様にとってメリットとなるRaMSの様々な機能を中心にご紹介してきました。

最終回の今回は、RaMSに登録された各種データの活用方法についてご紹介します。充填回収業者の法令遵守と、顧客（管理者）の立場に立った充実したサービスを提供するためのRaMSの活用方法として、こちらもぜひご参考にしてください。

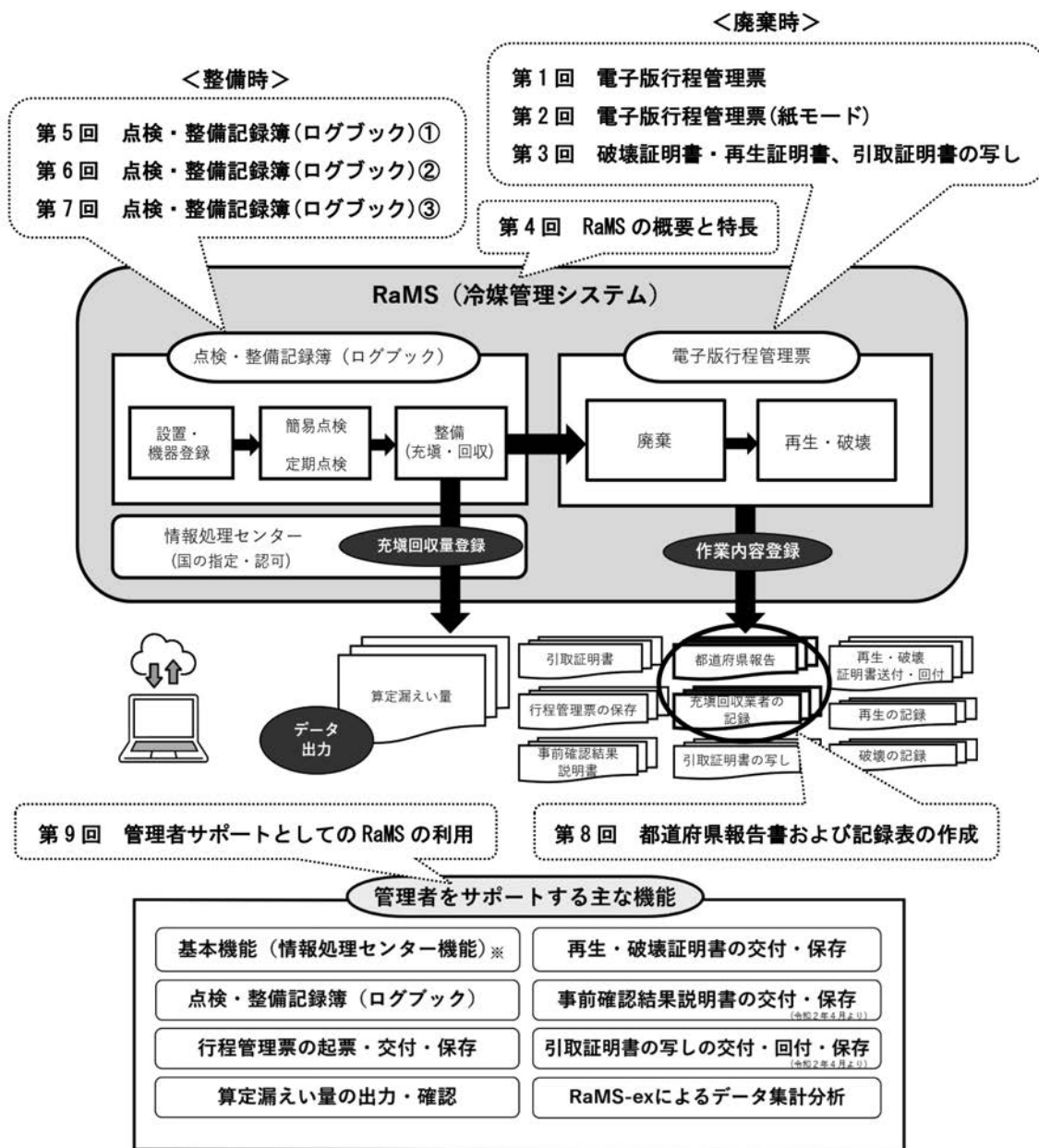


図1 RaMSの概要図

各種データの活用方法

RaMSでは、機器整備時に情報処理センターや点検・整備記録簿（以下、ログブック）、機器廃棄時に電子版行程管理票を利用してRaMSに登録されたデータを全てCSVでダウンロードすることができます。出力は無料で、いつでも何度でも可能です。出力したCSVデータをExcelデータ等に変換・加工すれば、様々な分析データとして活用することができます。各種データの出力は、情報処理センターの「登録一覧」画面、「ログブック一覧」画面（図2）、「行程管理票一覧」画面、「行程管理処理票一覧」画面から行えます。

CSVデータを出力して活用

各種データの活用方法の一例として、RaMSのログブックをご利用の場合、登録されている様々な情報をCSVデータで出力できます。出力したCSVデータを活用すれば、管理者は機器を適切に管理することができ、充填回収業者は業務の効率化にとどまらず、顧客（管理者）をサポートすることができます。例えば、充填回収業者の「ログブック一覧」画面（図2）で出力できるCSVデータ（図3）を用いて、簡易点検・定期点検の実施状況の確認と管理、機器ごとの漏えい・故障箇所や原因の詳細などが把握できるため、法令を遵守した点検の確実な実施や機器の点検計画の立案、提案が可能になります。

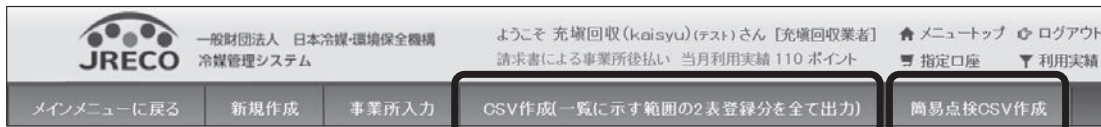


図2 充填回収業者の「ログブック一覧」画面上部に表示されるCSV出力ボタン

No	機器管理番号	対応年月日	業務管理番号	設備名称	作業	作業番号	先出票番号	状態	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	
284	283 USBK-SR3-DMZ	2018/8/16	2022/10/28		A005				確認	2023/1/31	2023/10/31	日本冷凍	関東支社	〒46202970	日本冷凍	関東支社	450-0037	兵庫県						
285	284 RUKB-RDWM-M5BF	2018/8/16	2022/10/28		A001				確認	2023/1/31	2023/10/31	日本冷凍	関東支社	H42032958	日本冷凍	関東支社	220-0001	神奈川県						
286	285 RUKB-RDWM-M5BF	2018/8/16	2022/10/28		A002				確認	2023/1/31	2023/10/31	日本冷凍	関東支社	H42032958	日本冷凍	関東支社	220-0001	神奈川県						
287	286 RUKB-RDWM-M5BF	2018/8/16	2022/10/28		A003				確認	2023/1/31	2023/10/31	日本冷凍	京都支社	H42032958	日本冷凍	関西支社	220-0023	神奈川県						
288	287 MLVZ-BHZD-55SW	2018/8/16	2022/10/28		A001				確認	2023/1/31	2023/10/31	日本冷凍	関西支社	H10880637	STビル		599-0033	大阪府						
289	288 MLVZ-BHZD-55SW	2018/8/16	2022/10/28		A002				確認	2023/1/31	2023/10/31	日本冷凍	関西支社	H10880637	STビル		599-0033	大阪府						
290	289 8P63-CMRY-GYEC	2018/8/16										日本冷凍	関東支社	H125262381	日本冷凍	〒101-0044	東京都							
291	290 8P63-CMRY-GYEC	2018/8/16										日本冷凍	関東支社	H125262381	日本冷凍	〒101-0044	東京都							
292	291 LGW6-WKMB-KFFU	2018/8/16										日本冷凍	関東支社	H25883867	日本冷凍	〒105-0012	東京都							
293	292 LGW6-WKMB-KFFU	2018/8/16										日本冷凍	関東支社	H25883867	日本冷凍	〒105-0012	東京都							

No	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT	CU
1																	
2	10. 潤滑油交換	11. 圧付け	1. 室内温度の記録	2-1. 高圧の記録	2-2. 他圧の記録	2-3. 油圧の記録	2-4. 油圧の記録	2-5. 電流の記録	2-6. 電圧の記録								
3	あり/なし	コメント	コメント	チェック	コメント	チェック	コメント	チェック	コメント	チェック	コメント	チェック	コメント	チェック	コメント	チェック	コメント
4	なし																
5	なし																
6	なし																
7	なし																
8	なし																
9	なし																
10	なし																
11	なし																
12	なし																
13	なし																
14	なし																
15	なし																
16	なし																
17	なし																
18	なし																
19	なし																
20																	
21																	
22																	

図3 充填回収業者の「ログブック一覧」から出力したCSVデータ見本

最後に

現在RaMSには、2023年1月時点で、管理者・廃棄者は約16,430件、充填回収業者は都道府県別事業所数として約6,640件が登録されています。充填回収業者が業者登録し、RaMSを利用できるということは、管理業務のサポートを行えるという管理者・廃棄者へのアピールポイントにもなります。ぜひ、この機会にRaMSのご利用をご検討ください。RaMSの機能・活用方法、導入などについての詳細は、特設サイト「フロン排出抑制法遵守簡単！対策ガイド RaMS冷媒管理システムの活用」(<https://jreco-rams.jp/>)、当機構の団体概要や事業内容についての詳細は、パンフレット (<https://www.jreco.or.jp/data/businfo.pdf>) をご覧ください。

この資料は、2022年5月号から2023年3月号まで、一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会の会報「冷凍空調設備」に掲載した記事をまとめたものです。